

# 令和4年度「ひょうご食育月間」実施要綱

## 1 趣旨

食育を推進するためには、県民一人ひとりが食に関する判断力や実践力を育むこと、また、社会全体で「食」について考え、よりよい食生活を実現できる環境を育てることが求められている。

そこで、県民の食育への関心や実践力を高めるため、食べ物を通じて実りの季節を感じ、農産物の恩恵への感謝の気持ちを育むきっかけとなる10月を「ひょうご食育月間」と設定し、県、市町、関係団体等が、食育活動を重点的かつ効果的に展開する。

## 2 実施主体

兵庫県

## 3 実施期間

令和4年10月1日（土）から令和4年10月31日（月）まで

## 4 重点事項

「食で育む元気なひょうご“実践の「わ」を広げよう”」  
～「人の輪（わ）、和食文化の和（わ）、環境の環（わ）」の3つの「わ」を支える食育実践をめざそう～

※ 朝・昼・夕と、私たちが毎日食べる食事は、空腹を満たすためだけではなく、健康を考えた体に必要な栄養を補給する、食卓に並ぶ食材や料理に興味・関心を持つ、会話を楽しみ社会性やマナーを身につける、作った人への感謝や一緒に食べる人への配慮など、思いやりの心を育みます。

家族や友人と食事をする、主食・主菜・副菜のそろった食事を意識する、環境に配慮した食育実践に取り組むなど、令和の新時代にふさわしい食育推進の実現に向け、「人の輪（わ）、和食文化の和（わ）、環境の環（わ）」の3つの「わ」を支える食育実践をめざしましょう。

特に、長引く新型コロナウイルス感染症による新たな生活スタイルにより、家庭で食事をする機会が増加したと見込まれることから、家庭での食生活改善の重要性を見直しましょう。

## 5 内容

### (1) 県

- ア 食育絵手紙コンクールの表彰・普及啓発
- イ 広報媒体等による月間の広報活動
- ウ 食育月間普及啓発ポスターの作成
- エ 市町や関係団体等の食育事業の支援

### (2) 市町・関係団体

関係機関・団体等との連携を密にし、広報媒体を活用する等、本事業の積極的な広報活動を行うとともに、食育に関する各種事業を実施する。